

新潟市シェアサイクル事業 公民連携による協働事業者募集要項（公募型プロポーザル方式）

1. 公募概要

新潟市では、新潟駅・万代・古町をつなぐ都心軸「にいがた 2km」エリアを中心に、まちなかの回遊性向上と公共交通の補完を主目的に、ひいてはまちなかの活性化に資する取組みとして、『新潟市「にいがた 2km シェアサイクル」導入及び運営に関する基本協定』に基づき、令和 4 年 9 月から「にいがた 2km シェアサイクル」を導入し、サービスを提供しています。

この度、『新潟市「にいがた 2km シェアサイクル」導入及び運営に関する基本協定』が令和 8 年度末で期限を迎えることから、これまで育ててきたシェアサイクル事業によるサービス提供を切れ目なく継続し、令和 9 年度からのシェアサイクル事業の展開を見据えた「新潟市シェアサイクル事業実施方針（以下「実施方針」という。）を令和 8 年 6 月に策定しました。

当該実施方針に基づき、次のとおり公民連携による協働事業者を公募します。

2. 事業概要

- (1) 事業名 新潟市シェアサイクル事業
- (2) 事業体制 新潟市と協働事業者による公民連携事業
- (3) 事業内容 実施方針及び新潟市シェアサイクル事業仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおりに
- (4) 事業期間 協定締結日から令和 14 年 3 月 31 日までの 5 年間
ただし、事業期間終了の前年度までの事業実績をもとに、新潟市と協働事業者が協議の上で事業期間を最大 5 年間（令和 19 年 3 月 31 日）まで延長することができる。
- (5) 事業区域 実施方針、仕様書のとおりに
- (6) その他 実施方針、仕様書のとおりに

3. 協働事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式とし、提案書に基づく書類審査及びヒアリング審査により協働事業者を選定する。

(1) プロポーザルへの参加方法

- ① プロポーザルへの参加を希望される事業者は、「新潟市シェアサイクル事業提案書作成要領（以下「作成要領」という。）」に基づき、「参加表明書（様式 1 又は様式 2）」と必要な参加資格審査書類を提出してください。内容を審査のうえ、「プロポーザル参加資格確認結果通知書（様式 5）」を送付します。
- ② 参加有資格者は、「提案書（様式 7）」及び提案書資料①（様式 8）～⑨」を提出してください。なお、提案書の提出は 1 者につき 1 案のみです。

- ③ 参加有資格者は、提案書提出にあたり、必要に応じて質問をすることができます。その場合は、「質問書（様式 6）」を提出してください。

(2) 提案内容

- 提案書については、仕様書の内容をふまえ、作成要領に基づき作成してください。
- 提案書の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。提出された補足資料は提案書の一部とみなします。
- 提出された提案内容の変更は認められません。

(3) 評価基準

「『新潟市シェアサイクル事業協働事業者選定委員会』提案書評価・選定基準」（以下「評価・選定基準」という。）のとおりです。

(4) 選定方法

- ① 参加有資格者から提出された提案書及び関係書類の内容を、新潟市が設置する新潟市シェアサイクル事業協働事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）の委員は事前に評価・選定基準に基づき、個々に審査及び仮採点を行います。その後、参加有資格者とのヒアリングの内容を踏まえて採点の確定を行い、その結果を選定委員会において審議し、これを集計する形式で合計点が最も高い 1 者を協働事業予定者として選定します。
- ② 参加有資格者が 1 者の場合でも同様の審査を行い、選定委員会で審議のうえ、協働事業予定者として選定します。
- ③ 提案書が、この募集要項及び仕様書の諸条件等を満たさない場合は失格とします。また、評価項目の各項目において著しく劣る内容がある場合も「不適」と判断し、失格とします。
- ④ 提案内容に虚偽の記載があると選定委員会が判断した場合は、評価点数の合計に関わらず、その提案を無効とします。
- ⑤ 本市は、選定委員会の選定結果を受けて、協働事業予定者の決定を行います。

【新潟市シェアサイクル事業協働事業者選定委員会】

委 員	新潟市 都市政策部長
	新潟市 都市政策部政策監
	新潟市 観光・国際交流部観光政策課長
	新潟市 土木部土木総務課長
	新潟市 中央区地域課長

(5) 公募・協働事業者選定スケジュール

時期	内容
令和 8 年 6 月 24 日（水）	実施方針公表
令和 8 年 7 月 15 日（水）	公募開始
令和 8 年 7 月 29 日（水）	参加表明書・質問・事前相談締切
令和 8 年 7 月 31 日（金）	質問回答
令和 8 年 8 月 19 日（水）	提案書締切
令和 8 年 8 月 28 日（金）（予定）	選定委員会・ヒアリング
令和 8 年 8 月 31 日（月）（予定）	審査結果通知・協働事業予定者決定
令和 8 年 9 月上旬（予定）	協定書締結
令和 9 年 4 月 1 日（木）	新潟市シェアサイクル事業開始

(6) 提出書類等

提出書類、提出期限、提出先、提出部数及び作成方法等は、作成要領のとおりです。
なお、提出書類の内容に虚偽の記載があることが判明した場合は、その書類は無効とします。

(7) 提案の取下げについて

提案書提出後の取下げは、選定委員会開催前であれば可能です。
取下げは文書（自由書式）で、事務局まで提出してください。

4. 応募資格要件

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成 24 年新潟市条例第 61 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第 3 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営、運営に関与している法人でないこと及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。
- (3) 新潟市の入札参加資格者名簿に登録されていること、又は市税（市外又は県外に本社を置く法人の場合、本社が所在する市町村の税）を滞納していないこと。
- (4) 本プロポーザルによる手続開始から契約締結までの間に、新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
新潟市の入札参加資格名簿に登載されていない者にあつては、手続開始から契約締結までの間、新潟市の指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者であること。
- (5) 次の申し立てがなされていないこと。
 - ① 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条に規定する破産手続き開始の申し立て

- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て
- ③ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立て
- (6) 日本国内において、シェアサイクル事業（サイクルポート間で相互に貸出及び返却が可能な自転車貸出事業を指し、社会実験及び実証実験を含む。）を継続して 1 年以上実施した実績を有すること。
- (7) 共同事業体として応募する場合の要件は以下のとおりとする。
 - ① すべての構成員が前記の要件を満たしていること（(6)を除く）。
 - ② 構成員のうち 1 人以上が前記(6)の要件を満たしていること。
 - ③ 共同事業体は代表事業者を選定し、本市の対応窓口となり協定締結等の諸手続きを行うこと。また、代表事業者は構成員の全ての責を負うこと。
 - ④ 各構成員は、本プロポーザルに応募する他の応募者、共同事業体の構成員となることはできない。

5. 質問等

(1) 質問

本事業及び公募について質問がある場合は、作成要領に従い、質問書（様式 6）により簡潔にまとめ、受付期間内に事務局まで電子メールで提出してください。

(2) 回答

質問に対しては、質問者に対して回答を行うほか、質問及び回答の要旨を本市ホームページに掲載します。

(2) 事前相談

個々の提案内容等に関する事前相談は、質問とは別に受付しますが、事前相談において、市が公平性の観点から本市ホームページへの掲載が必要と判断する項目については、質問及び回答という形式で掲載します。

6. 提案に関するヒアリング

次により提案内容に関するヒアリングを行います。

実施日時 令和 8 年 8 月 28 日（金）（予定）

実施場所 新潟市役所古町庁舎内会議室（予定）

出席者 代表者及び関係者で 5 名以内としてください。

内 容 提案書資料①～⑨について口頭で説明をしていただいたのちに、選定委員会の委員との質疑応答を行います。ヒアリング時間は、質疑応答などを含め、約 30 分を想定しています。なお、提案書資料については、予め各委員はその内容を個別審査しているため、要点や提案のポイントを絞った説明としてください。

そ の 他 確定した実施日時等の詳細については、別途お知らせします。

7. 評価結果の通知等

- 選定委員会後、すべての提案者に電子メールで通知するほか、本市ホームページにて公表します。

8. 協定締結について

- 選定された協働事業予定者は、本市と協定を締結します。
- 協定の期間は、協定締結日から令和 14 年 3 月 31 日までとします。ただし、事業期間終了の前年度までの事業実績をもとに、本市と協働事業者が協議の上で事業期間を最大 5 年間（令和 19 年 3 月 31 日）まで延長することができるものとします。
- 協定の内容については、選定された提案書の内容を盛り込み、本市と協議のうえ決定します。公募時点での協定書の案は、「新潟市シェアサイクル事業実施協定書（案）」を参照してください。
- 選定された協働事業予定者が、協定締結までに次の事由に該当した場合は、その選定を取り消し、協定を締結しないことができるものとします。
 - ① 応募資格を喪失したとき
 - ② 提出した書類に虚偽の記載があったとき
 - ③ 正当な理由がなく、協定の締結に応じないとき
 - ④ 財務状況の悪化等により、業務の履行に支障が生じると判断されるとき
 - ⑤ 社会的信用の著しい損失等により、協働事業者として適切ではないと判断されるとき
 - ⑥ その他、市長により協定の締結が適当でないと判断されるとき

9. 無効となる提案

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部記載されていないもの
- (4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの
- (7) 本プロポーザルに関して選定委員会の委員との接触があった者
- (8) ヒアリングに出席しなかった者

10. その他の留意事項

- 提出いただいた書類等は返却いたしません。また、提出書類の内容等について、説明や追加資料の提出を求める場合があります。
- プロポーザルに要する費用は、全て応募者の負担となります。
- 参加資格要件に該当しないことが判明した場合は失格となります。

- 提出書類は、協働事業予定者の特定以外に無断で使用しないものとします。
- 提出書類は、協働事業予定者の特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。
- 本プロポーザルは、協働事業予定者の特定を目的に実施するものであり、協定締結後の本事業においては必ずしも提案内容の実現を約束するものではありません。協働事業予定者選定後、必要に応じて本市と協働事業予定者との協議の上で、提案内容の修正を依頼する場合があります。
- 提出書類について開示請求があった場合には、新潟市の保有する情報の公開に関する条例に基づいて、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれがあるものを除き、開示等の手続きをさせていただきます。

11. 問合せ先（事務局）

担当部課 都市政策部都市交通政策課（担当：永井・當山・久保）

住 所 〒951-8554 新潟市中央区古町通 7 番町 1010 番地 古町ルフル 5 階

電 話 025-226-2753

メ ー ル kotsu@city.niigata.lg.jp